

令和4年度 第1回 南アルプスを未来につなぐ会 理事会

次 第

日時：令和4年6月17日（金）
10時45分～

場所：ホテルアソシア3階駿府II

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

(1) 南アルプスを未来につなぐ会会則の改正について

(2) 新理事の就任について

(3) 本会の今後の取組について

4 その他

・令和4年度の静岡県の取組内容について

5 閉会

令和4年度第1回 南アルプスを未来につなぐ会理事会出欠表

50音順 敬称略

No	職	氏名	職名等	出欠状況
1	会長	山極壽一	総合地球環境学研究所長	出席
2	副会長	佐藤洋一郎	ふじのくに地球環境史ミュージアム館長	WEB出席
3	顧問	尾池和夫	静岡県立大学理事長	出席

50音順 敬称略

No	職	氏名	職名等	出欠状況
4	理事	秋道智彌	山梨県立富士山世界遺産センター所長	出席
5	理事	亀山 章	(公財)日本自然保護協会理事長	欠席
6	理事	gakujo_aya	インスタグラマー	欠席
7	理事	川勝平太	静岡県知事	欠席
8	理事	小宮山 花	光岳山小屋管理人	WEB出席
9	理事	鈴木 修	スズキ株式会社相談役	欠席
10	理事	鈴木康平	特種東海製紙株式会社理事 自然環境活用本部長 兼 十山株式会社 代表取締役社長	出席
11	理事	清明祐子	マネックスグループ株式会社代表取締役社長	欠席
12	理事	菌田靖邦	川根本町長	出席
13	理事	竹田謙一	信州大学准教授	出席
14	理事	辰野 勇	株式会社モンベル代表取締役会長兼CEO	WEB出席
15	理事	田辺信宏	静岡市長	田嶋環境局長 代理出席
16	理事	徳地直子	京都大学教授	WEB出席
17	理事	中静 透	国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長	WEB出席
18	理事	中西友子	東京大学名誉教授	出席
19	理事	中村太士	北海道大学大学院農学研究院教授	WEB出席
20	理事	原田憲一	前至誠館大学学長	出席
21	理事	松井孝典	千葉工業大学学長	欠席
22	理事	松田裕之	横浜国立大学環境情報研究院教授	欠席
23	理事	松本亮三	東海大学名誉教授	出席
24	理事	山崎 宏	NPO法人ホールアース研究所代表理事	出席

出席11名
WEB出席6名
欠席7名

南アルプスを未来につなぐ会理事会配席図



WEB出席者用スクリーン



音響
関係者



司会者



議長
(山極会長)



田島理事



宮崎参事



中山課長



上家室長



小林班長



小松主任



伊藤主任



事務局



山崎理事



松本理事



原田理事



中西理事



田辺理事
代理



尾池顧問



秋道理事



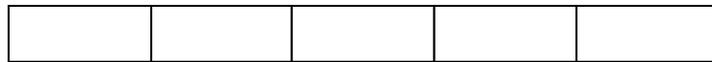
鈴木(康)理事



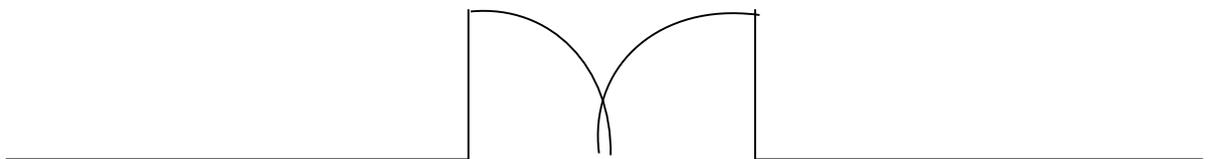
藺田理事



竹田理事



記者席



南アルプスを未来につなぐ会則の改正

1 趣旨

令和4年1月7日に開催した令和3年度第1回理事会において改正案が承認、施行された本会会則について、新たに改正を要する事項が生じたことから、次のとおり改正する。

2 改正のポイント

①役員退任に関する事項

役員及び顧問の職を辞する場合の規定が定められていなかったことから、新たに条項を追加。

②総会構成員に関する事項

会員について、総会の構成員から削除。

③理事会構成員に関する事項

会長が認めた場合、顧問を招聘できる規定を追加。

3 改正案（会則抜粋）

（役員及び顧問の辞任）

第11条 本会の役員又は顧問がその職を辞す場合は、その旨を会長に届けるものとする。

（総会）

第13条 総会は、会長、副会長、理事及び顧問（以下、役員等という。）で構成し、年一回を定例として会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。

4 総会に出席できない役員等は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定の適用については、これを出席したものとみなす。

5 総会の議事は、出席役員等の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

（理事会）

第14条

4 理事会は、必要に応じ、会長が認めた場合に限り顧問を招聘することができる。

4 その他

本理事会で承認を得られた場合は、その日から施行する。

南アルプスを未来につなぐ会則改正新旧対照表

《資料1-2》

旧	新	備考
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>追加</p> <p>(会議) 第11条 (略)</p> <p>(総会) 第12条 総会は、会長、副会長、理事及び顧問（以下、役員等という。）<u>並びに会員で構成し</u>、年一回を定例として会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。</p> <p>(2～3略)</p> <p>4 総会に出席できない<u>役員等及び会員</u>は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定の適用については、これを出席したものとみなす。</p> <p>5 総会の議事は、<u>出席役員等及び出席会員の</u>過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p><u>(役員及び顧問の辞任)</u></p> <p><u>第11条 本会の役員又は顧問がその職を辞す場合は、その旨を会長に届け出るものとする。</u></p> <p>(会議) 第12条 (略)</p> <p>(総会) 第13条 総会は、会長、副会長、理事及び顧問（以下、役員等という。）<u>で構成し</u>、年一回を定例として会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。</p> <p>(2～3略)</p> <p>4 総会に出席できない<u>役員等は</u>、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定の適用については、これを出席したものとみなす。</p> <p>5 総会の議事は、<u>出席者の</u>過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。</p>	<p>役員及び顧問の辞任に関する規定を追加。</p> <p>理事と会員の役割分担を整理し、本条項から会員の記述を削除。 会員は入退会を自由に行えることを踏まえ、意思決定責任を伴う事項への参画は求めず、本会の意思決定等の有責事項は理事が行う。 会員は、個人の意思に基づき緩やかな形で南アルプスをより良い形で未来に引き継ぐことに貢献するものとする。</p>

<p>(6略)</p> <p>(理事会) 第13条 (1～3略)</p> <p>(総会及び理事会の所掌) 第14条 (略)</p> <p>(事務局) 第15条 (略) 補足 第16条 (略)</p> <p>附 則 1 本会則は、令和3年7月14日から施行する。 2 本会則は、令和4年1月7日から施行する。</p>	<p>(6略)</p> <p>(理事会) 第14条 (1～3略) <u>4 理事会は、必要に応じ、会長が認めた場合に限り顧問を招聘することができる。</u></p> <p>(総会及び理事会の所掌) 第15条 (略)</p> <p>(事務局) 第16条 (略) (補足) 第17条 (略)</p> <p>附 則 1 本会則は、令和3年7月14日から施行する。 2 本会則は、令和4年1月7日から施行する。 <u>3 本会則は、令和4年 月 日から施行する。</u></p>	<p>重要な意思決定事項など、素案の段階から携われるよう規定を追加。</p>
---	---	--

南アルプスを未来につなぐ会会則（案）

（名称）

第1条 この会は、南アルプスを未来につなぐ会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、生態系保全と利活用の調和を目的としたユネスコエコパークであり世界の宝である南アルプスが持つ、自然の希少性と貴重性についての理解を深め、地域の自然資源を活用した持続可能な発展を目指す取組を未来へつなぐことへの共鳴・共感・行動の輪を広げることにより、南アルプスの自然環境をより良い形で未来につないでいくことに貢献することを目的とする。

（取組）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 南アルプスの現状と課題について情報を発信する取組
- (2) 南アルプスの自然環境の保全や利活用に関する課題を共有し解決するための取組
- (3) 南アルプスの保全活動や利活用の活動に参加する人々の交流を促進し、ネットワークを構築するための取組
- (4) 南アルプスが持つ魅力を見つけ、高め、発信、利活用する取組
- (5) 南アルプスの学術研究を推進し、成果を共有・普及する取組
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な取組

（会員）

第4条 本会の会員は、南アルプスに関心を持ち、調査研究、保全活動、情報発信、利活用、寄附等による支援などに取り組む個人及び団体、並びに、本会の活動を応援する個人及び団体により構成する。

（入会）

第5条 本会に入会を希望する者（以下「申込者」という。）は、所定の「入会申込書」を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 申込者は、入会の承認の通知を受けた日を持って会員としての資格を有する。

（退会）

第6条 退会を希望する会員は、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員である法人等が解散したとき又は会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

（役員の種類及び選任）

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 10名以上30名以内

- 2 設立時における役員は、発起人による設立総会において選任する。
- 3 会長は理事の互選により定める。
- 4 副会長は会長が指名する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が特段の事由によりその任に当たることができないときは、その職務を代理する。
- 3 会長、副会長及び理事は、理事会を構成し、理事は会務を処理する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、役員の変更等により、現役員の仕事途中で新たに役員に就任した者がある場合、その仕事は、現役員の仕事期間とする。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項に関し会長からの依頼を受けた場合に、これに助言する他、提言を行う。

(役員及び顧問の辞任)

第11条 本会の役員又は顧問がその職を辞す場合は、その旨を会長に届け出るものとする。

(会議)

第12条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第13条 総会は、会長、副会長、理事及び顧問（以下、役員等という。）で構成し、年一回を定例として会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
- 3 総会は、役員等の半数以上が出席（WEB参加を含む。）しなければ、開くことはできない。
- 4 総会に出席できない役員等は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定の適用については、これを出席したものとみなす。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 6 総会は、会長が認めた場合は、書面により開催することができる。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、会長が召集する。

- 2 理事会の議長は、会長が務める。ただし、会長が欠席する場合は、副会長が議長を務める。

3 理事会は、会長が認めた場合は、書面により開催することができる。

4 理事会は、必要に応じ、会長が認めた場合に限り顧問を招聘することができる。

(総会及び理事会の所掌)

第 15 条 総会及び理事会が所掌する議決事項は、以下のとおりとする。

(1) 総会

ア 事業計画に関すること

イ 理事会において、総会に付議すべきと決議されたこと

ウ 会の解散に関すること

エ その他、会長が必要と認めたこと

(2) 理事会

ア 役員の選任に関すること

イ 総会に付議すべき事項に関すること

ウ その他、会長が理事会で議決すべきと認めた事項に関すること

(事務局)

第 16 条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局は、静岡県くらし・環境部環境局自然保護課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(補足)

第 17 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 本会則は、令和 3 年 7 月 14 日から施行する。

2 本会則は、令和 4 年 1 月 7 日から施行する。

3 本会則は、令和 年 月 日から施行する。

大城副会長の退任及び本会理事の辞任について

1 趣旨

令和4年3月8日付けにより、本会副会長 大城和恵（山岳医療救助機構代表）様から、副会長の退任と理事の辞任についての届出書が会長宛てに提出された。

取扱について会長と協議を行い、以下のとおり取り扱うものと決する。

2 辞任理由

本業である医療に関する業務が非常に多忙を極めており、医療に専念しなければならない環境であるため、このような状況においては、本会にとって有意義な責任を果たすことができないと判断しました。

3 辞任の取扱（案）

大城副会長の意向を尊重し、辞任届を受理するとともに、本日の理事会の採決をもって承認するものとする。

南アルプスを未来につなぐ会における新理事の就任について

1 趣旨

南アルプスの自然環境、生物多様性を保全する様々な活動や適切な利活用を活発にし、南アルプスの自然環境をより良い形で未来につないでいくとする本会の設立趣意に沿った、多面的・多角的な知見に基づく議論の一層の充実を図るため、新たに理事1名を追加する。

2 新理事案

氏名：高野孝子（たかの たかこ）

現職：NPO 法人エコプラス代表理事
立教大学客員教授



略歴：世界で初めてロシア～カナダ間をスキー、犬ぞり、カヌーによる無動力での北極海横断に成功。現在は、「人と自然と異文化」、地域社会をテーマとした体験や学びを重視し、「自然環境で自己を試し、生命のつながりを理解すること」「異文化や地域社会で多様性を尊重する姿勢を培うこと」を目的とするNPO 法人エコプラス代表理事を務めるほか、公益社団法人日本環境教育フォーラム理事や、Leave No Trace Japan (LNTJ) 理事、一般財団法人全国山の日協議会評議員など、多数の役職を歴任。

賞歴：

- ・社会貢献活動と未来の地球のために活動する女性に贈られる「オメガアワード」受賞

令和3年第1回理事会における各理事からの意見の集約

令和4年1月7日（金）に開催された令和3年度第1回本会理事会における議事録に基づき、各理事からの意見等について以下のとおり集約した。

《まとめ》

テーマ	内 容
情報発信 理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・南アルプスの魅力を明確に打ち出して認知度を高めていくべき ・SNS等を活用して南アルプスを身近に感じてもらえるよう認知度の向上を図るべき ・海外も視野に入れ、自然保護的観点だけでない南アルプスへの魅力を知ってもらうべき
イベント 体験活動	<ul style="list-style-type: none"> ・南アルプスの認知度向上には、実際に現地に足を運んでもらうのが一番 ・海から登山口までを繋ぐイベントなど、アプローチを含めたイベントなどを考えるべき ・他のエコパークとの連携により、魅力を高めた情報発信やイベントの開催を検討すべき
自然環境 保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカの捕獲手法を人材育成も含めて総合的に検討すべき ・ニホンジカ対策としてジビエの活用を検討すべき ・ライチョウの保護に向けて他地域と連携して進めるべき
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・現地をフィールドとする若手研究者を育成すべき ・南アルプスにおける人の暮らしや宗教など南アルプスに関わる文化についても研究すべき ・流域や山の繋がり、文化の繋がりを産業的に結びつける方策を検討すべき
運営方法	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会を含め、具体的なアクションを起こせる機動的な組織を設置すべき ・理事のアイデアを蓄積し、議事録の中で埋没しない仕組みを構築すべき
新たな 仕組み等	<ul style="list-style-type: none"> ・現地に何があるのか、それを守っていくために何が必要か、自然環境の保全と利活用のバランスを重視し、地域の特性を明らかにした上で、その資源をどう活用するか検討すべき ・利用者や関係事業者が保全経費を負担する仕組みを構築すべき ・オーバーユースを避けるための根拠となる科学的なエビデンスを蓄積する仕組みを構築すべき ・取組の優先順位を考え、工程表を作成すべき

本会の取組方針書（案）

1 本会の目指す方向

南アルプスをより良い形で未来に引き継ぐため、科学的な知見に基づき環境保全を進めながら利活用を促進する仕組み（（仮称）南アルプスモデル）の構築に向け、**全体構想の策定及び必要な取組等に関する提案**を行うなど、シンクタンク的な役割を担う。

2 取組概要

- (1) 南アルプスが持つ魅力や地域特性がどのようなものか確認する。
- (2) 自然環境の保全と利活用のバランスを重視しながら持続可能な取組を進めるために必要な事項（仕組みや体制等）について理事間で意見を出し合い、全体構想を提案書として取りまとめるとともに関係機関等との共有を図る。
- (3) 全体構想に基づき短期、中期、長期の各期間における具体的な取組内容と、優先順位を検討し、関係機関と情報共有の上、実施に繋げる。
- (4) 新たに発生した課題等はその都度共有を図り、改善・対応策を提案する。

3 本会が行う具体的検討事項案

(1) 仕組み及び連携体制の構築

- ・理事から出された意見等を集約し、提案書等を作成、更新及び蓄積。
- ・自然科学的、文化的魅力を再発見し、適切な管理により未来の財産として残すための科学的エビデンスの蓄積を図るため「南アルプス学会」との連携を促進。
- ・自然環境の保全と利活用のバランスを図りながら地域と協働して取組を進められるよう、「（仮称）南アルプスみらい財団（令和4年8月設立予定）」との連携を促進。
- ・南アルプスの自然環境を未来に残すために、保全と利活用の取組を支える持続的な仕組みの構築。

(2) 南アルプスの持つ魅力及び地域特性の確認（次回以降の理事会で協議）

- ・未来へ伝えるべき価値の保全、創出

(3) 全体構想の検討（次回以降の理事会で協議）

- ・（仮称）南アルプスモデルの構築を含めた各関係者の連携による南アルプスの利活用や自然環境の保全に関する全体計画の策定・提案

静岡県における南アルプスモデルの推進に関するそれぞれの役割（案）《資料4-2》

南アルプスモデル

科学的知見に基づき環境保全を進めながら利活用を促進する仕組み

南アルプス自然環境保全活用連携協議会

【ユネスコエコパークの理念に基づき地域づくりの推進】

- 自然環境の保全、地域の持続可能な利活用、情報発信等
- 日本ユネスコエコパークネットワークとの連携及びユネスコへの10年毎の定期報告
- ワーキンググループによる各課題への対応及び統一ルール策定
- 科学委員会による学術的助言、調査・研究

<構成10市町村>

長野県 飯田市、伊那市、富士見町、大鹿村
山梨県 韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町
静岡県 静岡市、川根本町

地域住民・企業（関係事業者含む）・NPO
・団体・ボランティア・大学・高校等

【活動の実施】

- 保全活動の推進（シカ対策等保護活動、調査・研究等）
- 地域活性化の推進（登山者・観光客の誘客等）

南アルプスユネスコエコパーク 静岡地域連携協議会

【自然環境保全・地域活性化等の推進】

- 情報発信、普及啓発（いかわね新聞発行）
- 訪問者数増加に向けた検討・実施
（例：シャトルバスの実証実験等）

<構成員>

静岡森林管理署、天竜森林管理署、静岡県、静岡市
川根本町、(株)特種東海フォレスト、中部電力(株)
静岡水力センター、しずてつジャストライン(株)
大井川鐵道(株)、千代田タクシー(株)、十山(株)
川根本町森林レクリエーション推進協議会、井川山岳会

南アルプスを未来につなぐ会（南アルプスモデル構築のシンクタンク）

【南アルプスモデル実現への提案】

- 南アルプスモデルのグランドデザインの検討
- モデル構築までのスケジュールの検討
- モデル構築に関する検証

南アルプス学会（科学的知見収集の主体）

【南アルプスの科学的知見の蓄積・提供】

南アルプス研究の活性化

- 南アルプス研究者の連携促進
- 若手研究者等の人材育成
- 南アルプス学の体系化とデータ等の蓄積等

（仮称）南アルプスみらい財団 （南アルプスモデル構築の実行部隊）

【南アルプスモデルの推進】

- 南アルプスの現況把握（自然環境や登山道等の状況把握と発信）
- 訪問者数増加に向けた関係機関との連携、関係人口増に向けた地元とのつなぎ役
- 南アルプスの魅力発信（SNS、出前講座、現地ガイド等）
- 保全に繋がる活用のためのルール作り（マニュアル策定等）
- 南アルプスの自然環境を守る取組への支援

静岡県

【南アルプスモデル構築の取組支援】

南アルプス環境保全基金

- 南アルプス環境保全基金による財源確保と取組の支援

南アルプス学会の概要

1 要 旨

ユネスコエコパークの理念に即し、南アルプスの自然環境の保全と、それを支えてきた地域コミュニティ・文化の継承についても視野に入れた研究活動の活性化を図るとともに、学術研究を体系化し、その地域に住まうことを誇りに思う発見を目指すほか、世界に語りかけることができる国際的な「南アルプス学」としての発展に寄与することを目的に令和4年2月15日に設立。

2 概 要

(1) 取組内容

- ・南アルプス研究者の連携促進
- ・研究の課題、内容や方法についての意見交換
- ・南アルプス研究の体系化及びデータベースの整理
- ・研究者等の人材育成に関する取組（研究費助成制度の創設等）
- ・研究会台の審査及び研究報告会の実施
- ・「南アルプスを未来につなぐ会」と連携した国際的にも拓かれた場での南アルプス学術研究成果等の発表機会の提供
- ・その他、南アルプス学会の設置目的に資する取組

(2) 組織体制

会 長 佐藤洋一郎 氏（ふじのくに地球環境史ミュージアム館長）
副会長 横山俊夫 氏（静岡文化芸術大学学長）
顧 問 増澤武弘 氏（静岡大学客員教授）
委 員 別紙参照

(3) 設立總會の内容

第1号議案 設立趣意書（案）について
第2号議案 会則（案）について
第3号議案 副会長の指名及び顧問の委嘱について
第4号議案 事業内容及び事業計画等について

(4) 令和4年度の取組内容

若手研究者の人材育成の観点から、南アルプスにおける研究事業に関する研究資金支援制度の創設及び公募・研究事業の決定を行う。

南アルプス学会構成員一覧

1 役員

会長 佐藤洋一郎 氏（ふじのくに地球環境史ミュージアム館長）
 副会長 横山俊夫 氏（静岡文化芸術大学学長）
 顧問 増澤武弘 氏（静岡大学客員教授）

2 委員

（敬称略）

区分	氏名	職	所属	専門分野
県内	今泉文寿	教授	静岡大学農学部	森林科学
	鵜飼一博	准教授	農林環境専門職大学 短期大学部	生物資源保全
	岸本年郎	教授	ふじのくに地球 環境史ミュージアム	昆虫分類学 生物地理学
	黒田宏治	名誉教授	静岡文化芸術大学	地域デザイン・ 現代デザイン史
	小杉山晃一	准教授	常葉大学社会環境学部	自然環境保全
	今野明咲香	講師	常葉大学社会環境学部	自然地理学
	佐藤道大	講師	静岡県立大学薬学部	微生物学
県外	岩田智也	教授	山梨大学総合研究部生 命環境学域環境科学系	水域生態学
	岸本誠司	教授	東北工業大学 ライフデザイン学部教授	環境民俗学
	田村典江	専任講師	事業構想大学院大学	水産学、 自然資源管理
	常磐哲也	准教授	信州大学理学部	地質学
	松井圭介	教授	筑波大学生命環境系	人文地理学、 宗教学
	箕浦一哉	教授	山梨県立大学 国際政策学部	環境社会学
行政機関	石塚浩史	担当課長	静岡市環境創造課 エコパーク推進担当課	—
	中野裕文	課長	川根本町観光商工課	—
地域活動者	荒尾 覚	局長	井川郵便局	—
	神東美希	事務局長	(一社)エコティかわね	—

3 招聘委員

氏名	職	所属	専門分野
赤坂憲雄	教授	学習院大学文学部	民俗学
上垣外憲一	元教授	元大妻女子大学比較文化学部	比較文学 文化学

(仮称) 南アルプスみらい財団の概要

1 法人の概要

項目	内容	
(1) 設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ・南アルプスの自然環境の保全の重要性を国内外に広く情報発信するとともに、利活用を促進する。 ・南アルプスの理解を深めることで、地域の自然資源を活かした持続可能な発展を目指す取組を広げる。 ・もって、南アルプスの豊かで希少な自然環境を未来により良い形で繋げることに貢献する。 	
(2) 名称	(仮称) 南アルプスみらい財団	
(3) 形態	一般財団法人	
(4) 設立者	県	
(5) 所在地	本所 (県庁西館) 出先 (静岡市榎島ロッジ内 ※調整中)	
(6) 基本財産	300万円 (県が全額出資)	
(7) 組織体制 (設立時)	役員	理事5名(うち、1名は常勤(事務局長を兼務)) 監事1名、評議員5名
	事務局	事務局長、企画総務課長、レンジャー(2名) 総務経理担当
(8) 設立時期	令和4年8月	
(9) 主な事業 内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報収集及び提供に関する事業 ② 自然環境の保全に関する事業 ③ 関係団体等との連携及び支援に関する事業 ④ 普及啓発に関する事業 ⑤ 人材の育成に関する事業 ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要と認められる事業 	

2 設立までのスケジュール

時期	内容
R4. 4~7	財団設立準備手続 (役員選任、定款作成、出資準備、事務所整備等)
R4. 8	財団設立 (登記申請)

令和4年度本県の南アルプスに関する取組

1 令和4年度 of 取組計画

ア 南アルプス生態系保全事業費

項目	概要	予算額 (千円)
防鹿柵等の維持管理 と新規設置	・防護柵設置及び維持管理（6箇所） 聖平周辺、茶臼岳、三伏峠、荒川小屋、本谷山（新規設置）、熊ノ平（新規設置）	27,300
ニホンジカの試験 捕獲	・聖平の食害地周辺における生息状況・誘引効果調査、試験捕獲（10頭）	
南アルプス高山植物 種子保存プロジェクト	・県内農業高校等との協働による凍結保存種子の更新のための種子増殖 ・絶滅危惧種保護の重要性を学ぶセミナー開催	
南アルプスいきもの 探索プロジェクト 【新規】	・新種や変種、地域個体群の発見等を目的に実施し、研究成果は、YouTube等で公開	
南アルプス動植物 調査	・南アルプスとその周辺地域に生息・生育する動植物を対象とした現地・文献調査の実施	
南アルプス学会 【新規】	・南アルプスにおける学術研究の体系化及び研究活動の活性化	

イ 南アルプス魅力発信事業費

項目	概要	予算額 (千円)
南アルプスYouTube チャンネル	・有識者等による講座を全世界に無料配信し、南アルプスの希少な動植物や地質等の学びの場を創出 ・学術的価値の高い植物が生育している可能性がある急峻な斜面をドローンにより高画質撮影し配信	27,200
南アルプス魅力発信ツ ール開発事業	・子どもたちに南アルプスの魅力の気づきを与えるコンテンツを用意するほか、画像投稿システムなど大人から子どもまで楽しめるWEBアプリの開発	
環境教育推進【新規】	・「南アルプスみらい財団」が実施する環境教育事業	
南アルプスを未来に つなぐ会	・南アルプスの将来像や魅力の発信方法等に関する検討	

ウ（仮称）南アルプスみらい財団

項目	概要	予算額 (千円)
財団設立・運営費	・出資金、定款認証手続き費用 ・事務所整備費 ・義務的経費	61,800

2 南アルプス環境保全基金の状況

南アルプス（＊）の環境保全に関する知識の普及及び活動の促進その他環境の保全に資する事業に要する経費に充てることを目的に令和3年3月26日に設置した。

（＊）当該基金における南アルプスの範囲

静岡市葵区井川、岩崎、上坂本、小河内及び田代並びに榛原郡川根本町の区域

（単位：千円）

項目		R 2	R 3	計
財源	実績寄附額	3,536	7,762	11,298
	一般財源	150,000	0	150,000
基金額総計		153,536	161,298	—

（令和4年3月末現在）

《寄附額の内訳》

（単位：千円）

区分	件数	金額
ふるさと納税	316	4,440
企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）	6	6,389
一般寄附	3	469
計	325	11,298

（令和4年3月末現在）